

令和7年度 第2回
坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集案内



募集職種等	事務職	} 合わせて 2 名程度
	技術職（土木）	
	事務職（障がい者）	} 合わせて 1 名
	技術職（土木）（障がい者）	
受付期間	郵送又は持参 9 月 1 日（月）～9 月 26 日（金）※必着	
第一次試験	10 月 19 日（日）	
第二次試験	第一次試験合格者を対象に 11 月 7 日（金）	
最終試験	第二次試験合格者を対象に 11 月下旬実施	

試験に関する問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 総務課庶務担当
〒350 - 0214 坂戸市千代田一丁目 1 番 16 号
TEL049-283-1957(内線 503～507)
ホームページアドレス <https://www.sakatsuru-suido.or.jp/>

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	学歴・年齢要件	受験資格	採用予定 人数
事務職	・大学卒 平成 5 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・短大卒 平成 7 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・高校卒 平成 9 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）を卒業又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの人	技術職（土木）と合わせて 2 名程度
技術職 （土木）	・大学卒 平成 5 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・短大卒 平成 7 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・高校卒 平成 9 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	次の①～③の要件のいずれかに該当する人 ① 高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）で土木に関する課程を履修し、卒業又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの人 ② 民間企業等において土木（土木工事の設計、施工、監督等）に関する職務経験が 3 年以上（令和 7 年 8 月末日時点）ある人 ③ 次のいずれかの資格を有している人 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 2 級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設又は上下水道部門）	事務職と合わせて 2 名程度
事務職 （障がい者） ・ 技術職 （土木） （障がい者）	・大学卒 平成 5 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・短大卒 平成 7 年 4 月 2 日 以降に生まれた人 ・高校卒 平成 9 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）の交付を受けている人のうち、1 日 7 時間 45 分、週 5 日間、計 38 時間 45 分の職務の遂行が可能で、前述の事務職又は技術職（土木）の要件を満たす人	合わせて 1 名

※ 大学、短期大学、高等学校とは、学校教育法に定めるものをいいます。ただし、学校教育法による専修学校のうち、修業年限が2年以上であり、かつ授業時間が年間800時間以上である日本国又は都道府県の認可を受けた学校は短期大学扱いとします。

※ 民間企業等における職務経験についての留意事項は以下のとおりです。

- ・ 「民間企業等」とは、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業を指し、民間企業等において、常勤（1週間の勤務が35時間以上）で、同一の民間企業等に1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・ 職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限りします。
- ・ 職務経験は、月初から月末までを1か月と換算し、1か月未満の端数は、その端数をすべて合計して、30日をもって1か月と換算します。
- ・ 休業期間（育児休業、病気休業、休職等）の、職務に従事していない期間は職務経験に含みません。
- ・ 受験資格要件にある資格を有している場合は、それを証する文書等の写しを「坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員採用資格取得試験申込書」と合わせて提出してください。
- ・ 障がい者採用の方は、障害者手帳（氏名、障がい名、障がいの等級が記載されているページ）の写しを提出してください。
- ・ 最終合格発表後、職務経験確認のため、経歴状況書を提出していただきます。なお、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、合格を取り消します。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本国籍を有しない人

② 地方公務員法第16条の規定する欠格条項に該当する人（以下は、その内容です。）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込手続

(1) 提出書類（各 1 通）

- ① 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員採用資格取得試験申込書
高校生は、高等学校就職統一応募用紙でも受け付けます。
- ② 受験票
氏名、性別を記入してください。
- ③ 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学歴のもの）
※ 大学院を卒業又は在学中の人は、大学の卒業証明書も提出してください。
- ④ 成績証明書（最終学歴のもの）
高等学校就職統一応募用紙を提出される方については、用紙中に成績証明があれば提出不要です。
※ 大学院を卒業又は在学中の人は、大学の卒業証明書も提出してください。
- ⑤ 写真 2 枚（縦 4cm×横 3cm）
写真は 6 か月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きを使用してください。
また、裏面に氏名を記入し、試験申込書と受験票それぞれに貼付してください。
- ⑥ 受験資格要件にある資格を証する文書等の写し（該当する方）
- ⑦ 障害者手帳の写し（障がい者採用の方）
※ 氏名、障がい名、障がいの等級が記載されているページの写しを提出してください。

※ 試験申込書・受験票は、企業団のホームページからダウンロードできます。試験申込書は A4 用紙に両面印刷、受験票は A4 用紙に印刷してください。

※ 証明書については、3 か月以内に発行のものを提出してください。

※ 卒業見込証明書・成績証明書について、学校の事情により受付期間内に提出できない場合は、手続の際に申し出てください。学校への申込みが遅く発行が間に合わない、郵便事故等で不着のため届かない等の理由では受け付けません。

(2) 受付期間等

- ① 受付期間 郵送または持参
令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 26 日（金）※必着
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- ② 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
（持参の場合）ただし、休憩時間（正午～午後 1 時 00 分）は除く。
- ③ 受付場所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 総務課庶務担当
坂戸市千代田一丁目 1 番 16 号
（坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 2 階）

(3) その他

① 郵送による申込みにおいて、書類不備があった場合は受け付けません。企業団担当者から電話連絡しますので、指示に従ってください。また、必着期限を過ぎて書類が届いた場合は一切受け付けませんので、ご注意ください。

申込手續完了後は、企業団より受験票を返送します。

② 持参による申込みにおいては、書類提出後、その場で受験票を交付します。書類不備があった場合は、受け付けませんので、企業団担当者の指示に従ってください。原則として、受験者本人が直接持参してください。代理人による場合でも受け付けますが、申込書の内容について確認の出来る方としてください。

なお、受付期間の最終日に申込書を持参し、書類不備のため受付できない方を例年見受けますので、十分ご注意ください。

③ 提出された書類は、返却いたしません。

④ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、市民の方にお支払いいただいている水道料金を使って行われます。試験の申込みをされる方は必ず受験するようにお願いします。

3 試験の日時、会場、合格発表

試験	日 時	会 場	合格発表
第一次	令和7年10月19日(日) 受付時間 午前9時30分～午前9時45分 試験開始 午前10時00分	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 (坂戸市千代田1-1-16)	合格者の受験番号を企業団ホームページに掲載します。
第二次	令和7年11月7日(金) ※ 試験時間については、10月下旬にホームページに掲載します。		合格者及び不合格者に結果を通知します。ホームページに郵送した旨掲載します。未到着の場合は連絡願います。
最 終	令和7年11月下旬 ※ 試験日時については、第二次試験合格者に対し11月中旬に別途通知します。		

※ 応募状況により、会場等を変更する場合があります。企業団のホームページにて公表しますので、確認してください。

※ 試験を欠席する場合は、早めに必ず連絡をしてください（メール可）。

E-mail:somu@sakatsuru-suido.or.jp

4 試験の方法及び内容

(1) 第一次試験

試 験 種 目	内 容
筆 記 試 験	SPI3（基礎能力検査、性格検査）を行います。

(2) 第二次試験

試 験 種 目	内 容
面 接 試 験	人物について、面接による試験（個人面接）を行います。

※第二次試験は、第一次試験合格者に対して行います。

(3) 最終試験

試 験 種 目	内 容
面 接 試 験	人物について、面接による試験（個人面接）を行います。

※最終試験は、第二次試験合格者に対して行います。

5 合格から採用まで

- (1) この試験は、職員として採用されるための資格取得試験であり、最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和8年4月1日の採用となります。
- (2) 採用候補者名簿は、令和9年3月31日まで有効です。
- (3) 地方公務員法の規定により、職員の採用は全て条件付採用となり、6か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (4) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 卒業見込みの方が卒業できなかった場合
 - ③ 採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

6 採用されてから

(1) 給与

- ① 初任給（令和7年8月1日現在で、地域手当を含みます。）
大学卒 248,160 円、短大卒 234,960 円、高校卒 221,100 円
- ② 上記のほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ③ 卒業後に一定の経験があった場合は、所定の基準により金額が加算されます。
- ④ 昇給は、原則として年1回行われます。

- ⑤ 採用までに給与改定があった場合は、改定後の給与になります。
- ⑥ 採用後は、職種に関わらず水道事業全般に従事することになります。

(2) 勤務地及び配属

次のいずれかの勤務地及び配属となります。

- ① 勤務地：坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎（坂戸市千代田一丁目 1 番 16 号）
配 属：総務課、財務課、給水課
- ② 勤務地：鶴ヶ島浄水場（鶴ヶ島市大字脚折 2023 番地）
配 属：施設課、浄水課

※ 一定程度の経験年数を経た後、構成市等への派遣を命じられる場合があります。

(3) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

(4) 休日

土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

※ 業務内容により、上記(3)・(4)と異なる勤務時間及び休日が適用される場合があります。

(5) 休暇

年間 20 日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引、出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(6) 共済制度

職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合には各種の給付が受けられます。そのほか、厚生施設の利用及び必要に応じた貸付金の制度などがあります。

(7) 研修制度

採用時における新規採用職員研修をはじめとした、それぞれの職制に応じた知識・能力を身に付けるための基本研修（階層別研修）、配属先の業務に関する専門知識を学ぶための専門機関への派遣研修等を実施し、職員の能力開発を行っています。

(注意) 勤務条件等については、改定されることがあります。

緊急連絡先（第一次、第二次試験当日専用）

0 5 0 - 6 8 7 7 - 3 0 1 9

※ 試験当日に、急な連絡等がありましたら、上記の番号に連絡してください。